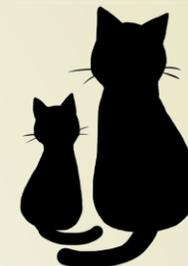


飼い猫・飼い主のいない猫の不妊・去勢手術 に対する補助金制度が始まりました！

吉賀町では、猫の繁殖を防止し、不幸な猫を増やすことなく、快適な生活環境の保全を図るため、飼い猫・飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助します。



補助金額	①自らが飼養する飼い猫に対して手術する場合 不妊手術 1匹当たり 5,000円 去勢手術 1匹当たり 2,500円 ②飼い主のいない猫に対して手術する場合 不妊手術 1匹当たり 10,000円 去勢手術 1匹当たり 5,000円
交付対象者	町税を滞納していない者であって、次に該当する者としします。 ただし、営利を目的として手術を受けさせる者は対象となりません。 ①吉賀町に住民登録があり、現に町内に居住している者 ②吉賀町に主たる事務所を有する法人または団体
申請方法	申請書に添付書類を添えて、吉賀町税務住民課へ提出してください。申請書は吉賀町HPからダウンロードできます。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・手術を受けさせる前に申請してください ・元の場所に戻す場合は、必ず耳カットを実施してください ・予算がなくなり次第終了となります
お問合せ	吉賀町役場税務住民課 電話：0856-77-1113

手続きの流れ

